

農業ロボット開発事業業務委託公募型企画提案募集要領

1 趣旨

農業の労働生産性の飛躍的な向上を図るため、農業現場のニーズ把握・整理、関係機関への情報提供、ニーズと企業のもつシーズのマッチング、企業が行う商品化・事業化に向けた支援等により、農業ロボットの開発を推進する。

本件は、当業務のコーディネータの配置等について、能力・知識等を審査して、効果的、効率的かつ円滑に事業を推進できる者を企画提案方式により選定するものである。選定に当たっては、業務委託先選定委員会（プレゼンテーション）を実施する。

2 業務委託の名称

農業ロボット開発事業業務委託

3 業務委託の内容

県内の製造業等に幅広い人脈、知識等のあるコーディネータを農林技術研究所内に配置する。コーディネータは農業者や製造業者等を訪問し、農業現場のニーズに合った農業ロボットの開発、事業化に向けた情報提供・助言、企業間及び企業と研究機関との技術マッチング等を行う。コーディネータの配置に関する下記業務等について一括して委託する。

区分	内容等
配置人数	1人
勤務先	静岡県農林技術研究所企画調整部（磐田市富丘678-1）
勤務日数	2～3日／週程度（年間100日以上）
勤務時間	午前9時から午後4時まで
業務内容	1 活動計画及び活動実績のとりまとめ 2 事業者支援（個別相談への対応、事業者マッチング、研究会等での情報提供、補助金等申請書類作成支援） 3 情報収集（事業者訪問調査の実施、フォーラムや展示会等への参加） 4 その他（農林技術研究所の研究員等との情報交換）

詳細は、「農業ロボット開発事業業務委託仕様書」のとおり。

4 委託期間

契約締結日から令和2年2月28日まで

5 契約限度額

3,037千円（消費税込）

※限度額を超えたものは失格とする。

6 応募資格

- （1）静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有する者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 直近1年間において、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしている者でないこと。
- (6) 以下に該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者。
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者。
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者。
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者。
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者。

7 応募方法

(1) スケジュール

公募開始	平成31年4月12日（金）	
参加表明書の提出期限	平成31年4月19日（金）午後4時（必着）	
企画提案書の提出期限	平成31年4月23日（火）午後4時（必着）	
プレゼンテーション（選定委員会）	平成31年4月26日（金）午後（静岡市内）	注
選考及び採用事業者の決定	〃	
選定結果の伝達	〃	

注：応募状況等により変更する場合がある。

(2) 企画提案参加表明書の提出

企画提案への参加を希望する者は、企画提案参加表明書（別紙）を作成し、(1)に掲げる期限までに下記に提出するものとする。

<提出先>

静岡県経済産業部農業局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館9階

(3) 企画提案書等の提出

企画提案へ参加する者は、次に掲げる内容の企画提案書を作成し、添付書類とともに、(1)に掲げる期限までに、(2)に掲げる提出先へ提出するものとする。

< 提案書の内容 >

- ・様式は、A4判、片面印刷とする。
- ・内容は次のとおりとする。

- ①表紙（提案書名、提案者名を記入）
- ②「農業ロボット開発事業」の取組に対する基本的な考え方
- ③農業現場、企業に出向いて行うニーズ把握、事業化推進の方法
- ④業務実施スケジュール
- ⑤経費積算
- ⑥配置するコーディネータの氏名、業務履歴及び実績
（実績については、平成28年度から平成30年度までの3年間に企業等を対象とした新製品開発支援、事業化支援等に関する内容を記載すること。実績が複数ある場合は3つ以内とする。）

< 提出書類 >

- ・企画提案書 8部（注：電子ファイルで提出できる場合は1部でよい）
- ・会社概要 8部（注： ” ” ）
- ・納税証明書 1部

（注）企画提案書及び会社概要について、次に掲げる条件を満たす場合は、電子メール等にて電子ファイルで提出できるものとする。

（宛先：静岡県農業局 nouringyoukeiris@pref.shizuoka.lg.jp）

- ・A4判で紙に出力できること
- ・それぞれ概ね10ページ以内であること

（6）事前審査

企画提案希望者が多数の場合は、評価項目に従い、提出された企画提案書の事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者（3者程度）を選定する。

その場合、事前審査の結果は、プレゼンテーションの前日の午後5時までに電話にて伝達する。

（7）プレゼンテーション（選定委員会）（予定）

ア 日時

平成31年4月26日（金）午後

イ 場所

静岡県庁又はその周辺の会議室

- ・日時、場所の詳細については、後日連絡する。
- ・プレゼンテーションの時間は20分以内（提案内容の説明10分、質疑応答10分）とする。
- ・プレゼンテーションに使用する資料は事前に提出した提案書及び会社概要のみとする。追加資料の配布やパソコン等の機材の使用は認めない。

（8）選定委員会における審査内容

ア 選定委員会

農業ロボット開発事業業務委託先選定委員会の委員が審査する。

イ 評価項目

評価項目	評価内容等
方向性	農業ロボット開発の取組に対する基本的な考え方 ・ 県内の農業現場の現状、課題等を理解している。 ・ 本県の農業ロボット開発への取組を理解している。
専門性	農業ロボット開発に関する知識 ・ コーディネートの経験・実績がある。 ・ 農業ロボット関連産業、事業の知識がある。 ・ 技術に対する情熱、情報収集力がある。
	関係分野におけるネットワーク ・ 農業ロボット関連企業との人脈（つながり）がある。 ・ 農業ロボット関連企業の実情を把握している。 ・ 自ら率先して地域企業との連携を実現できる。
実現性	企画提案の実現性 ・ 事業化に向けた開発のコンセプトやターゲットが明確である。 ・ 市場ニーズや市場規模があり、事業化の上で妥当である。
人柄	配置するコーディネータの人柄 ・ 基本的な対応マナーがある。 ・ 自分の意見をわかりやすく伝えることができる。 ・ 良好な人間関係を築くことができ、協調性がある。

ウ 選定結果の伝達

結果は、辞退者を除く全ての企画提案者に対して、プレゼンテーション実施日の午後5時までに電話にて伝達し、おって文書により通知する。

8 その他

- ・ 応募書類作成や選定委員会参加等に要する費用は企画提案者の負担とする。
- ・ 提出書類は審査のみに使用し、公表はしない。なお、提出書類は返却しない。
- ・ 応募書類提出後の記載内容の変更は、県からの指摘による場合を除き、原則として認めない。
- ・ 審査結果に関する疑義は、一切受け付けない。
- ・ 業務の内容は、必ずしも企画提案書どおりに行うものではなく、採用決定後に県との協議により決定する。
- ・ 業務の開始は契約締結後からとする。

9 問い合わせ先

静岡県経済産業部農業局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館9階

電話番号：054-221-2688

FAX 番号：054-221-2839

E-mail : nouringyoukeiris@pref.shizuoka.lg.jp

(別紙)

農業ロボット開発事業業務委託 企画提案参加表明書

平成31年 月 日

静岡県経済産業部参事（先端農業推進担当）様

所在地
名 称
代表者

印

農業ロボット開発事業業務委託公募型企画提案募集要領7の（2）に基づき、参加表明書を提出します。

担当者職・氏名

TEL

FAX

E-mail

農業ロボット開発事業業務委託仕様書

第1 委託業務名

農業ロボット開発事業業務委託

第2 業務の目的

農業の労働生産性の飛躍的な向上を図るため、現場のニーズ把握・整理、製造業者への情報提供、ニーズと製造業者のもつシーズのマッチング、製造業者が行う商品化・事業化に向けた支援等により、農業ロボットの開発を推進する。

第3 契約期間

契約日から令和2年2月28日まで

第4 委託業務の内容等

受託者は、県内の製造業等に幅広い人脈、知識等のあるコーディネータを農林技術研究所に配置する。コーディネータは農業者や製造業者等を訪問し、農業現場のニーズにマッチした農業ロボットの開発、製品化に向けた情報提供・助言、企業間及び企業と研究機関との技術マッチング等を行う。

区分	内容等
配置人数	1人
配置先	静岡県農林技術研究所企画調整部 磐田市富丘678-1
勤務日数	週2～3日程度（年間100日以上）
勤務時間	午前9時から午後4時まで
業務内容	1 活動計画及び活動実績のとりまとめ 毎月の活動計画及び活動実績のとりまとめ及び報告 2 事業者支援 事業者からの個別相談への対応 事業者のマッチング 静岡県農業ロボット研究会等での情報提供 農業ロボット開発事業費補助金等の申請書類の作成支援 3 情報収集 訪問調査等による農業現場のニーズ及び製造業者等のもつシーズ等の把握 県内外で開催されるフォーラム、展示会等への参加 4 その他 農林技術研究所の研究員等との情報交換
対象経費	1 コーディネータ経費（人件費、県内・県外旅費） 2 事務管理費

第5 注意事項

本業務の実施に当たり、仕様内容の単価等に変更が生じた場合は、県及び受託者は協議の上、減額等による契約変更を行うこと。

第6 受託者の責務

受託者は、本事業に関連した個人情報等の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

第7 秘密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩を防ぎ、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。
- (3) この項目について受託者は、前記第3の契約期間の終了後においても同様とする。

第8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、速やかに県の指示を受けること。
- (2) 選定された企画の内容は、県と受託者が協議し、修正をする場合があるものとする。

(別記)

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業員の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 資料等の破棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに破棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第7 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第8 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。